

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年8月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和7年8月28日(木) 至 令和7年8月28日(木) 1日間			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 酒井 英隆 委員 植田 智子		委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代	
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事兼人事主事 森谷 秀博			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代	
その他	【傍聴者】 なし			

## 会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて 令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案 に対する意見照会について</li> <li>・ 与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の 制定について</li> <li>・ 与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する 条例の一部改正について</li> <li>・ 与謝野町立古墳公園条例の一部改正について</li> <li>・ 令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）</li> <li>・ 令和6年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について</li> </ul>	承認可決

### 協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クアハウス岩滝を利用した小学校のプール授業について</li> <li>・ 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について</li> <li>・ 教職員の働き方改革推進計画【概要】について</li> <li>・ 今後の予定について</li> </ul>

# 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年8月28日 午前9時30分から午後0時10分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和7年度第6回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、7月1日に開催いたしました令和7年度第4回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということによろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、7月25日に開催いたしました令和7年度第5回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

(委員了承)

[長島教育長]

それでは、ご確認いただけたということで本会議終了後に署名をお願いいたします。

[長島教育長]

続いて、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

(江陽中学校教諭の不祥事案の報告)

いつもお話をします、日本の四季を分ける二十四節気では、暦の上では23日が朝がおさまる頃とされる処暑、そして9月7日が、草木に梅雨が宿る頃とされる白露となっております。ここのところ毎年、今年の暑さは今までない位という枕詞がついていますが、今年の夏も文字通りとなっております。まさにかつてないものとなっております。

振り返れば梅雨明けが6月27日でしたが、それから8月6日まで雨も降らず、5日には宮津で暑さ指数、WBGT35という予報が出ました。規定に備えて部活動を停止しました。一転しまして8日には鹿児島県の霧島市、11日には熊本県の多くの市町に大雨特別警報が発表され、梅雨末期の様な豪雨被害が得出ております。被災されました方々に皆様とともにお見舞い申し上げ、1日でも早い復興・復旧をお願いしたいと思います。この下旬になりますと豪雨が続けております。改めて近年、気候変動の目標を痛感する夏となっております。

園・学校の様子ですが、実は水難事故がありました。これは8月8日網野の浅間川海水浴場で溺れ、その後、意識不明となっておりました福知山市の中学3年生の男子生徒が、22日に亡くなられるという大変悲しい事故が起きました。本当にご家族、関係の皆様、哀悼の意を表すると共に本当に、お見舞いを申し上げたと思います。この事故は福知山市内のサッカークラブで海水浴に来ていたということで、その中には、3名の橋立中学校生徒が参加していました。この場面に遭遇し、心に大きな傷を受けた子達がいるという事であり、橋立中学校におきましてはその事を踏まえて、心のケアに当たっていただいているところであります。

まず最初に、子供が溺れてそれを助けに行ったコーチ・監督・引率の方は先に亡くなられました。子供が意識不明な状態だったのですが、25日に亡くなられました。橋立中学校の3名の生徒も非常に大きなショックを受け、今日、始業式を迎えられた子供達がおられるという、そんな悲しい事が起きております。諸行事につきましては、レジュメにある通りです。こども園が昨日・本日、小中学校は本日が2学期の始業日となっております。長期の休み明けは江陽中学校・橋立中学校に限らず、全ての校園で子供達の心のあり様や変化に注意する必要があります。長丁場の2学期のスタートが順調に進むことを願うばかりでございます。

そして芸術・文化・スポーツの秋の様々な行事がございます。その行事の中で子供達が大きく成長してくれることを期待したいと思います。なお、子供たちの活躍といたしましては、中学校総体近畿大会出場が江陽中学校野球部と、3年生の女子が水泳で近畿大会に出場し健闘してくれました。また6月の話なのですが、橋立中学校3年生の男子が自転車のロードレースですが、そちらの方に取り組んでおられて、6月に開催される全国大会に出場し、頑張ってお活躍をしてくれております。以上が園・学校の様子でございます。

9月の定例会が始まりますが、一般質問、教育委員会が関係している部分はレジュメの通りでございます。最後、その他でございますが、本日は9月定例会に提出する多くの議案についてのご審議、特に最初の非常に大きな江陽中学校の事案がありまして、時間的に少し厳しい部分もありますが、どうぞよろしくお願いたします。ただいまの江陽中学校の件も含めまして、改めてのご質問やお感じになられたところがございますらお願いいたします。

(委員からの質問等なし)

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会についてを議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

それでは初めに、「与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について」、小谷社会教育課長が説明いたします。小谷社会教育課長お願いします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

利用料金の規程から条例にすることについて、説明をいただいて初めて分かった所もあったのですが、規程であったからそのメリットは無かったのでしょうか。規程ということで議会の承認は必要無いということはもちろんあるのですが、その他に、規程で置いておくべきだったということはあるのかという事が気になりました。もちろん本来の考え方から言えば、議会の承認をいただいたり、諮りにかける事に異論は無いのですが、その辺を少し考えた方が良いのかと思いました。

[小谷社会教育課長]

20年間料金を変えた事が無かったので、メリットもデメリットも経験したことが無いという事が率直な回答になります。繰り返しですが、やはり料金というものは、こちら側の都合でコロコロ変えられるという状態はよろしく無いと判断しています。地方自治体ですので議会で承認をいただいた後に、見直すという流れが普通であろうという判断での回答となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

[長島教育長]

引き続き説明をお願いします。

(「与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例の一部改正について」、小谷社会教育課長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

内容については今までから説明をいただいておりますが、放課後児童健全育成事業という言葉があります。今、2つ説明された条例で、何故、訳し方が事業によって違うのでしょうか。最初の部分は事業と訳してあるのですが、後半の方は学童保育とあります。学童保育という言葉を使うのであれば、両方とも学童保育の言葉で良い気はするのですが、現行のものが学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例であったのですが、次に学童保育の言葉を無くすのであれば、事業という言葉にした方がよいと思います。細かい事で申し訳ないけれどもいかがでしょうか。

[長島教育長]

用語の使い分けですがいかがでしょうか。

[小谷社会教育課長]

法律上は放課後児童健全育成事業となっています。放課後児童健全育成事業の中には、学童保育と、確か他にもあったはずですが、与謝野町は学童保育しか行っていません。

言葉の使い分けとしては、今、申し上げた内容です。全体としては学校で放課後児童健全育成事業、事業の中にいくつかある中の1つが学童保育という事になります。学童保育所と言ったり、放課後児童クラブと言っている自治体もあり、使い分けはあるのですが、おっしゃる事も分かっているつもりですが、今回はこの様にさせていただきました。

[酒井委員]

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）でも良いのかと思いました。

[長島教育長]

続きまして、「与謝野町立古墳公園条例の一部改正について」、小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、「令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）」、について中上教育次長及び小谷社会教育課長が説明いたします。

(中上教育次長及び、小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

会議開始から1時間半経過しましたので、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ会議を再開します。

[長島教育長]

続きまして、「令和6年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」、中上教育次長及び小谷社会教育課長が説明いたします。

(中上教育次長及び、小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

続きまして、日程第5「その他」に入らせていただきます。「クアハウス岩滝を利用した小学校のプール授業について」、中上教育次長お願いします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

1の変更理由の下の方の熱中症警戒アラートですね。特にこのところ暑すぎてプールができないという状況が向こう数年に続いて、これが改善されるということは今のところ考えられないので、こういった方向にあるべきだろうし、またそういった施設が町内にあるのであれば、これも町教育委員会だけで無くして全体の町の活用としては、そういった方向で進むべきなのかと思います。ただ、児童の安心・安全というものが一番になってきますので、気になる所としては指導者が15～20人配置に加えて、監視員がもう1人配置された人数ですが、これが適正な数字なのかが分かりませんので、根拠等の数字や、お考えがありましたら教えていただけたらありがたいと思います。

[中上教育次長]

指導員の数というところですけども、近隣に同じ様にプール事業をされている所があるのですが、大体、児童15人に対して1人配置という感じでした、この指定管理者も15人に1人位の割合でされているということで特別多い・少ないという訳では無く、平均的な人数となっています。

[長島教育長]

業者を委託した所が出す人数であって、学校は学校で教員が行きます。例えば、運動能力に著しく課題がある事子どもや、特性があるため対応が必要な所には教員が付いて行く必要があります。監視も色々な角度から見なければなりません。専門的な泳法については指導員にお任せをして、より教育的効果を上げていく事となります。

[樋口委員]

子供達の安心・安全はコストに変えられない部分がありますので、先ほど教育長がおっしゃった様に、指導員とは別に普段から見られている担任の先生だからこそ分かる個々の特性が指導員や監視員の方に伝わるのかが気になっていたのですが、学校側も授業の時にいらっしゃるでしょうし、そういったご配慮をいただけるのであれば、安心・安全に繋がると思いますので、できるだけご理解いただける様にご尽力いただきたいと思います。

[中上教育次長]

プール授業をクアハウス岩滝で実施する際には、委託事業者の指導員、監視員1人だけではなく、指導員補助という形で各小学校の先生方も数名入られます。監視員についても2人位は出して学校も監視を行います。この部分は現状のプールと同じになりますので、人数は減らさない方向でプール事業を行っていきます。

[長島教育長]

続きまして、「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」、小谷社会教育課長が報告します。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

最後になりますが、「教職員の働き方改革推進計画【概要】について」、森谷総括指導主事兼人事主事が説明いたします。

(森谷総括指導主事兼人事主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

たいへん恐縮ではありますが時間の方が押していますので、他に事務局からありましたらお願いします。

[中上教育次長]

次回の教育委員会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会議の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会議については、先程の候補日の中から調整をさせていただきいたと思いますので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後0時10分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

# 教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和7年8月28日（木）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事研修室

日程第1 会議録署名委員の指名

酒井委員 佐々木委員

日程第2 確認事項

会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項

議案第16号 専決処分の承認を求めることについて

令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案  
に対する意見照会について

- ・与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例  
の制定について
- ・与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関す  
る条例の一部改正について
- ・与謝野町立古墳公園条例の一部改正について
- ・令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）
- ・令和6年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて

日程第5 その他

- ◇クアハウス岩滝を利用した小学校のプール授業について
- ◇与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について
- ◇教職員の働き方改革推進計画【概要】について
- ◇今後の予定について

## 議案第16号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見  
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年8月28日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

### 提案理由

令和7年9月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第8号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月25日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

## 別紙

令和7年9月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議会に  
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、与謝野町長から意見を求められた令和7年9月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

### 記

- ・与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について
- ・与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例の一部改正について
- ・与謝野町立古墳公園条例の一部改正について
- ・令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）
- ・令和6年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

上記について、意義ありません。

議案第73号

与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について

与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を別紙のように定める。

令和7年9月2日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

放課後児童健全育成事業の実施に関する事項を定めるため、当該条例を制定するものである。

## 与謝野町条例第28号

### 与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に係る事項を定め、もって事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の心身の健やかな育成を図ることを目的とする。

#### (実施場所等)

第2条 事業を行う場所、対象児童等は、別表第1のとおりとする。ただし、対象児童については、町長が特に認める場合は、同表の規定によらないことができる。

2 事業の定員、実施日及び実施時間は、規則で定める。

#### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の健康管理、安全確保及び情緒安定のための支援
- (2) 利用者が諸活動への意欲及び態度を形成するための支援
- (3) 利用者の自主性、社会性及び創造性の向上のための支援
- (4) 家庭や地域における利用者のための環境づくりの支援
- (5) 利用者の活動状況の把握と家庭への連絡
- (6) その他利用者の健全育成のために必要な活動

#### (利用対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、小学校に就学する児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者が就労その他やむを得ない事情により昼間に不在である家庭の児童
- (2) 保護者の疾病、障害、出産その他やむを得ない事情により、家庭において保護を受けることができない児童
- (3) その他事業の利用が必要と町長が認める児童

#### (利用申請等)

第5条 事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ町長に利用の申請をし、その決定を受けなければならない。

#### (利用料)

第6条 事業の利用料は、利用者1人につき別表第2に定める額とする。

(利用料の減免)

第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他町長が事業の利用を継続することが困難であると認めたとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	開設場所	対象児童
加悦学童保育所	与謝野町字加悦798番地	加悦小学校区在住の児童
岩滝学童保育所	与謝野町字岩滝861番地6	岩滝小学校区在住の児童
三河内学童保育所	与謝野町字三河内913番地	三河内小学校区在住の児童
市場学童保育所	与謝野町字幾地910番地1	市場小学校区在住の児童
市場第二学童保育所	与謝野町字四辻759番地3	
山田学童保育所	与謝野町字下山田376番地8	山田小学校区在住の児童
石川学童保育所	与謝野町字石川743番地2	石川小学校区在住の児童

別表第2 (第6条関係)

利用区分	利用期間	利用料 (月額)
長期休業期間のみ利用	学年始休業期間 (4月)	1,500円
	夏季休業期間 (7月)	4,000円
	夏季休業期間 (8月)	9,000円
	冬季休業期間 (12月及び1月)	1,000円
	学年末休業期間 (3月)	2,000円
長期休業期間以外の期間のみ利用	4月、5月、6月、9月、11月及び2月	4,000円

	7月	2,500円
	8月	500円
	10月	4,500円
	12月、1月及び3月	3,500円

備考

- 1 長期休業期間及び長期休業期間以外の期間を利用する場合の利用料の額は、この表に掲げる額を合算した額とする。
- 2 同一世帯に属する児童が2人以上利用する場合にあっては、当該児童のうち第2子以降の利用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。

与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の概要

(1) 制定理由

現行の「与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例」は、放課後児童健全育成事業の実施と学童保育所の設置に関する事項が混在した状態になっている。そこで、公の施設の設置と放課後児童健全育成事業の位置づけを明確にするため、放課後児童健全育成事業の実施に係る事項を別に条例として定めるものである。

また、これまで規則で規定していた学童保育料について、本条例で規定する。

現 行	整 理 後
与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例	与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（新規制定）
	与謝野町学童保育所の設置に関する条例（現行条例を一部改正）
与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	変更なし

(2) 利用料の改定

改 正 前		改 正 後			
月	保育料	月	長期休業期間のみ利用	長期休業期間以外の期間のみ利用	利用料合計額
4月	3,000円	4月	1,500円	4,000円	5,500円
5月	3,000円	5月		4,000円	4,000円
6月	3,000円	6月		4,000円	4,000円
7月	3,000円	7月	4,000円	2,500円	6,500円
8月	6,000円	8月	9,000円	500円	9,500円
9月	3,000円	9月		4,000円	4,000円
10月	3,000円	10月		4,500円	4,500円
11月	3,000円	11月		4,000円	4,000円
12月	3,000円	12月	1,000円	3,500円	4,500円
1月	3,000円	1月	1,000円	3,500円	4,500円
2月	3,000円	2月		4,000円	4,000円
3月	3,000円	3月	2,000円	3,500円	5,500円
計	39,000円	計	18,500円	42,000円	60,500円

備考 同一世帯に属する児童が2人以上利用する場合には、当該児童のうち第2子以降の利用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。

<参考>長期休業期間及び長期休業期間以外の期間を利用（通年利用）の場合の時の年間の利用料

利用人数	改正前	改正後	増減率
1人	39,000円	60,500円	155%
2人	78,000円	90,750円	103%
3人	117,000円	121,000円	116%

<参考>延長保育料の廃止

改正前		改正後
延長保育料	500円	

<参考>保育時間の拡大

改正前		改正後	
平日	学校終業後～午後6時 【延長】 夜間：午後6時～午後6時30分	平日	学校終業後～午後6時30分
土曜日、 長期休業 期間中	午前8時～午後6時 【延長】 早朝：午前7時45分～午前8時 夜間：午後6時～午後6時30分	土曜日、 長期休業 期間中	午前7時45分～午後6時30分

※与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則で規定

学童保育所保育時間及び保育料の見直し経過等

1. 経過

- 令和7年3月 5日 子ども・子育て会議（現状、近隣自治体等について）
- 4月24日～30日 保護者アンケート（満足度、保育時間、保育料について）
- 5月12日 学童主任会議（サービスの維持・向上、おやつについて）
- 6月 6日 総務文教厚生常任委員会（見直しの考え方（案）等について）
- 7月15日～23日 学童保育所保育時間及び保育料の見直し（案）に対する保護者意見の受付
- 7月25日 教育委員会議（見直し（案）について）
- 7月31日 子ども・子育て会議（見直し（案）について）

2. 学童保育所保育時間及び保育料の見直しの基本的な考え方

- ①需要に応じた保育時間の拡大にできる限り対応する。
- ②受益者負担の原則を踏まえ、運営費に対する保護者負担（学童保育料）の割合について、令和4・5年度水準の16～17%程度を維持するとしつつ、利用料金の大幅な上昇の抑制を勧告した保育料とする。
- ③利用世帯の事情に応じた負担軽減に努める。

3. 運営費に対する保護者負担割合の推計

【歳入】 → 改正後 (単位：万円)

	R4 決算額	R5 決算額	R6 決算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額	R10 見込額	R11 見込額	R12 見込額
国交付金	841	1,095	1,973	2,148	2,148	2,148	2,148	2,148	2,148
府交付金	877	1,095	1,973	1,973	1,973	1,973	1,973	1,973	1,973
町費	1,824	1,652	2,242	2,378	2,195	2,495	2,783	3,112	3,390
学童保育料	703	835	925	859	1,249	1,176	1,114	1,011	959
対歳出比	16.55%	17.85%	13.01%	11.67%	16.51%	15.09%	13.90%	12.26%	11.33%

【歳出】 → 改正後 (単位：万円)

	R4 決算額	R5 決算額	R6 決算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額	R10 見込額	R11 見込額	R12 見込額
計	4,244	4,676	7,114	7,357	7,565	7,791	8,018	8,244	8,470

<参考>世帯情報（令和7年4月1日現在）

利用承諾世帯数	兄弟姉妹預かり世帯数	非課税世帯数
253	58	14
	22.92%	5.53%

議案第74号

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例の一部改正について

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月2日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

学童保育の実施に係る事項を別に条例で定めるため、所要の改正を行うものである。

## 与謝野町条例第 29 号

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例（平成 18 年与謝野町条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

与謝野町学童保育所の設置に関する条例

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、「（以下「学童保育」という。）」を削り、「与謝野町学童保育所」を「与謝野町学童保育所」に改め、「ことにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な校外生活の場を与え、もってその健全な育成を図ることを目的とする」を削る。

第 2 条第 1 項の表岩滝学童保育所の項の次に次のように加える。

三河内学童保育所	与謝野町字三河内 9 1 3 番地
----------	-------------------

第 2 条第 1 項の表山田保育所の項の次に次のように加える。

石川学童保育所	与謝野町字石川 7 4 3 番地 2
---------	--------------------

第 3 条から第 5 条までを削り、第 6 条を第 3 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第74号資料

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<p>与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>児童福祉法</u>(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童保育」という。)を実施するため<u>与謝野町学童保育所</u>(以下「<u>学童保育所</u>」という。)を設置することにより、<u>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な校外生活の場を与え、もってその健全な育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 951 1106 1145"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩滝学童保育所</td> <td>与謝野町字岩滝861番地6</td> </tr> <tr> <td>市場学童保育所</td> <td>与謝野町字幾地910番地1</td> </tr> <tr> <td>山田学童保育所</td> <td>与謝野町字下山田376番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p><u>(保育時間及び休所日)</u></p> <p>第3条 <u>学童保育所の保育時間及び休所日は、次のとおりとす</u></p>	名称	位置	岩滝学童保育所	与謝野町字岩滝861番地6	市場学童保育所	与謝野町字幾地910番地1	山田学童保育所	与謝野町字下山田376番地8	<p>与謝野町_____学童保育所の設置に関する条例</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>児童福祉法</u>(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童保育」という。)を実施するため、<u>与謝野町学童保育所</u>_____を設置する_____。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 951 2040 1241"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩滝学童保育所</td> <td>与謝野町字岩滝861番地6</td> </tr> <tr> <td><u>三河内学童保育所</u></td> <td><u>与謝野町字三河内913番地</u></td> </tr> <tr> <td>市場学童保育所</td> <td>与謝野町字幾地910番地1</td> </tr> <tr> <td>山田学童保育所</td> <td>与謝野町字下山田376番地8</td> </tr> <tr> <td><u>石川学童保育所</u></td> <td><u>与謝野町字石川743番地2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	岩滝学童保育所	与謝野町字岩滝861番地6	<u>三河内学童保育所</u>	<u>与謝野町字三河内913番地</u>	市場学童保育所	与謝野町字幾地910番地1	山田学童保育所	与謝野町字下山田376番地8	<u>石川学童保育所</u>	<u>与謝野町字石川743番地2</u>
名称	位置																				
岩滝学童保育所	与謝野町字岩滝861番地6																				
市場学童保育所	与謝野町字幾地910番地1																				
山田学童保育所	与謝野町字下山田376番地8																				
名称	位置																				
岩滝学童保育所	与謝野町字岩滝861番地6																				
<u>三河内学童保育所</u>	<u>与謝野町字三河内913番地</u>																				
市場学童保育所	与謝野町字幾地910番地1																				
山田学童保育所	与謝野町字下山田376番地8																				
<u>石川学童保育所</u>	<u>与謝野町字石川743番地2</u>																				

る。ただし、町長において、必要と認めるときは、これを伸縮し、若しくは変更することができる。

(1) 保育時間

ア 平日は、学校終業後から午後6時まで

イ 土曜日は、午前8時から午後6時まで

ウ 学期休暇中は、午前8時から午後6時まで

(2) 休所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

エ その他町長が特に必要と認める日

(指導員)

第4条 学童保育の実施に際しては、指導員及びその他必要な職員を置く。

(保育料)

第5条 保育料は、規則で定める。

(委任)

第6条 (略)

(委任)

第3条 (略)



議案第75号

与謝野町立古墳公園条例の一部改正について

与謝野町立古墳公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月2日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

古墳公園の魅力が町外の方にも広がるためその設置目的を改め、また入園入館料の見直しによりサービスの充実を図るほか、施設の現状に合わせ文言の整理をするため、所要の改正を行うものである。

## 与謝野町条例第 号

### 与謝野町立古墳公園条例の一部を改正する条例

与謝野町立古墳公園条例（平成18年与謝野町条例第116号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町民の」を「町内外の者の魅力ある」に改める。

第3条第6号を削る。

第4条中「入園入館料」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。この場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）を加算した額」を加える。

第5条中「及び古代住居」を削る。

第6条中「使用料」の次に「に消費税等相当額を加算した額」を加える。

第8条中「及び古代住居」を削る。

別表第1中「150円」を「200円」に、「300円」を「400円」に、「100」を「1人当たり150」に、「200」を「1人当たり300」に改める。

別表第2 古代住居の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第6号を削り、第5条を削り、第8条を削り、及び別表第2 古代住居の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。









---

---

令和7年度

一般会計補正予算（第5号）資料

---

---

（教育委員会 学校教育課所管分）

令和7年度 一般会計補正予算(第5号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額				説明
								1号	2号	3号	5号	
14	負担金及び分担金	負担金	教育費負担金	保健体育費負担金	141,721	149,570	141,721	0	0	0	7,849	給食センター施設整備負担金 ※単価改訂による工事費増
14	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	教育総務費補助金	48,913	0	48,913	0	0	0	△ 48,913	予算科目変更(府補助金へ) 補助単価55,000×1,334台×2/3=48,913千円
16	府支出金	府補助金	教育費府補助金	教育総務費補助金	0	47,446	0	0	0	0	47,446	予算科目変更(国庫補助から) 補助単価55,000×1,294台×2/3=47,446千円

令和7年度 一般会計補正予算(第5号): 学校教育課補正予算資料

■ 予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額				説明
								1号	2号	3号	5号	
38			教育振興費	学校教育振興事業	137,788	126,036	137,788	0	0	0	△ 11,752	タブレット初期設定委託料 15,658 他 タブレット購入に係る契約実績による減 △29,504
40		小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	217,868	218,605	217,868	0	0	0	737	消火器の購入33本、消火器処分料、火災報知機修繕 ※消防施設点検による
40			教育振興費	小学校教育振興事業	19,347	19,370	19,347	0	0	0	23	オーディオメーター不足額 ※聴力検査用の機器
40		中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業	70,521	70,563	70,521	0	0	0	42	校務支援システムに教職員の出退勤の管理を追加
40				中学校組合負担金	166,880	171,480	166,880	0	0	0	4,600	学校給食センター新築工事に係る中学校組合負担金の増 ※新労務単価適用後の工事請負代金の増額による
42		保健体育費	学校給食費	学校給食センター施設整備事業	870,382	871,987	818,740	4,600	1,650	45,392	1,605	設計等支援業務委託に係る変更設計費
	合計				1,482,786	1,478,041	1,431,144	4,600	1,650	45,392	△ 4,745	

---

---

令和7年度

一般会計補正予算（第5号）資料

---

---

（教育委員会 社会教育課所管分）

令和7年度 一般会計補正予算(第5号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
								5号	
14	国庫支出金	国庫補助金	民生費国庫補助金	児童福祉費補助金	111,628	114,568	49,628	2,940	子ども・子育て支援施設整備交付金 2,940
16	府支出金	府補助金	民生費府補助金	児童福祉費補助金	40,455	40,949	34,455	494	子ども・子育て支援施設整備交付金 494
18	諸収入	雑入	雑入	雑入	0	976	0	976	中央公民館変圧器更新・PCB処分費用負担金 976
	合計				152,083	156,493	84,083	4,410	

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算書頁	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
									5号	
26	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	役務費、負補交	205,296	205,659	93,333	363	学童保育所ポケットWi-Fi(16台)設置に伴う通信料192 三河内・石川学童保育所水道開栓手数料等10、水道加入負担金(口径20φ)2口161
26				児童福祉総務費一般経費	償還金、利子及び割引料	0	1,751	0	1,751	令和6年度子ども・子育て支援交付金(国庫分)返還金1,751
42	教育費	社会教育費	社会教育総務費	社会教育管理事業	需用費、役務費、公課費	10,510	10,645	10,510	135	グラウンド整地用公用車車検時修繕費90、車検申請手数料20、公用車両損害保険料18、自動車重量税7
42	教育費	社会教育費	社会教育総務費	社会体育推進事業	負補交	8,066	5,816	8,066	△ 2,250	よさの大江山登山マラソン年度内開催の見送りに伴う、よさの大江山登山マラソン実行委員会補助金の皆減
42		保健体育費	社会体育施設管理費	屋外体育施設管理運営事業	報酬	47,945	48,173	47,945	228	グラウンド整地作業に係る会計年度任用職員報酬228
	合計					271,817	272,044	159,854	227	

令和7年度9月補正予算概要資料

(単位：千円)

区分	拡充	予算書 ページ	-	担当課	社会教育課	補正予算要求額		財源名称	
概要 (予算事業名)	学童保育所Wi-Fi環境の構築・運用 (放課後児童健全育成事業)					192			
						国費			
総合計画	分野	(分野4) つながりで笑顔を未来につむぐまち					府費		
	基本施策	(基本施策2) 親子の笑顔の暮らしを応援					その他		
	分野						起債		
	基本施策						一財	192	
						補正後予算額		205,488	
予算	款	民生費		項	児童福祉費		目	児童福祉総務費	
予算・決算の 状況		R5 決算		R6 決算		R7 当初予算		R7 現計予算	
		48,385		74,222		93,333		205,296	
背景・経緯		一人一台タブレットを活用したデジタル学習が急速に進歩し、かねてより保護者から学童保育所へのWi-Fi整備が求められていた。また、小学校もタブレットによるオンライン形式の宿題を活用したい意向があったが控えてきた。							
補正予算で追加する理由		国策として強力に推進してきた小学校のけるデジタル社会に対応した教育について、適切な学習機会を補償するため、早急に対応する必要がある。							
事業内容		中事業名		学童保育管理運営事業					
		◆学童保育所Wi-Fi環境構築 町内の7箇所の学童保育所にポケットWi-Fiを配備し、インターネットを活用したAI等のデジタル社会時代に即した学習環境を構築する。 役務費：通信料 192千円 (@2千円×16台×6ヶ月) ※ポケットWi-Fiは、学校教育課所有のモバイルルーターを使用(導入費不要)							
本事業の実施により期待される効果・成果		学童保育の時間を活用し、オンライン形式の宿題の実施が可能となることで、児童の学習支援の充実が図ることができる。							

令和7年度9月補正予算概要資料

(単位：千円)

区分	新規	予算書 ページ	-	担当課	社会教育課	補正予算要求額		財源名称
概要 (予算事業名)	よさの大江山登山マラソン実行委員会補助金【債務負担行為】 (社会体育推進事業)							
総合計画	分野	(分野5) 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち			財源	国費		
	基本施策	(基本施策4) 生涯スポーツ社会の実現				府費		
	分野					その他		
	基本施策					起債		
					一財			
					補正後予算額			
予算	款	教育費		項	保健体育費		目	保健体育総務費
予算・決算の 状況		R5 決算		R6 決算		R7 当初予算		R7 現計予算
		7,306		7,125		8,066		8,066
背景・経緯		よさの大江山登山マラソン大会については、毎年9月第3日曜日に開催していたが、大江山運動公園グラウンド進入路改良工事と近年の暑さ対策を考慮し、今年度は開催を見送り、令和8年5月末に開催する決定をされた。						
補正予算で 追加する理由		令和8年5月末の開催にあたり支出する費用を年度別に整理した結果、令和8年度に一括して実行委員会へ補助することが効率的であると判断し、今回、債務負担行為を設定する。						
事業内容		中事業名	スポーツイベント運営支援事業					
		◆よさの大江山登山マラソン実行委員会補助金【債務負担行為】 限度額：2,250千円、期間：令和7年度から令和8年度まで						
		【債務負担行為の設定】 ・大江山登山マラソン実行委員会補助員 2,250千円						
		※令和7年度当初予算で計上していた実行委員会への補助金2,250千円は、令和7年度一般会計補正予算（第5号）において皆減						
本事業の実施により 期待される 効果・成果		大会準備を含めて年度をまたいだ実施となることによる事務の煩雑さが懸念されたが、事務手続き的にも効率的な事業実施が見込まれる。						

令和7年度9月補正予算概要資料

(単位：千円)

区分	新規	予算書 ページ	-	担当課	社会教育課	補正予算要求額		財源名称	
概要 (予算事業名)	社会体育グラウンド等の整地作業体制の構築 (屋外体育施設管理運営事業)					228			
						財源	国費	0	
総合計画	分野	(分野5) 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち					財源	府費	0
	基本施策	(基本施策4) 生涯スポーツ社会の実現					財源	その他	0
	分野	(分野5) 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち					財源	起債	0
	基本施策	(基本施策2) 一人ひとりを大切に作る環境づくり					財源	一財	228
						補正後予算額		228	
予算	款	教育費		項	保健体育費		目	社会体育施設管理費	
予算・決算の 状況		R5 決算		R6 決算		R7 当初予算		R7 現計予算	
		0		0		0		0	
背景・経緯		グラウンド整地のためスポーツトラクターを運転中に、運転手が怪我をされる事案が発生した。							
補正予算で 追加する理由		再発防止策を至急実施するため。							
事業内容		中事業名		屋外体育施設維持管理事業					
		◆社会体育グラウンド・学校グラウンド整地作業体制の構築							
		<p>スポーツトラクターのような特殊車両の運転等、グラウンド整地に係る危険を伴う作業については、安全運転講習の受講者かつ、作業の危険性とその回避方法を熟知した会計年度任用職員で対応する。</p> <p>&lt;作業内容&gt;</p> <p>スポーツトラクターの運転</p> <p>軽トラックによる整地用レーキの牽引</p> <p>グラウンド整地作業に係る会計年度任用職員報酬 228千円</p> <p>・報酬 228千円</p> <p>グラウンド整地用公用車維持管理 135千円</p> <p>・車検時修繕費 90千円</p> <p>・車検申請手数料 20千円</p> <p>・公用車両損害保険料 18千円</p> <p>・自動車重量税 7千円</p>							
本事業の実施により 期待される 効果・成果		<p>①事故の再発防止</p> <p>②グラウンド整地作業の安全性の確保</p> <p>③グラウンド状態（利便性）の向上</p>							

---

---

令和6年度  
一般会計 決算資料  
(学校教育課所管分)

---

---

与謝野町教育委員会

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳入]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)12 分担金及び負担金						
(項)2 負担金						
(目)7 教育費負担金	21	32,229,901	26,319,236	5,910,665	22.46%	
教育総務費負担金	21	5,000,000	5,000,000	0	0.00%	・中学校組合事務費負担金
小学校費負担金	21	328,900	331,200	▲2,300	▲0.69%	・日本スポーツ振興センター保護者負担金 @460円×715人 ※要・準要保護児童世帯は除く。保険料の1/2が保護者負担。
中学校費負担金	21	118,680	126,500	▲7,820	▲6.18%	・日本スポーツ振興センター保護者負担金 @460円×258人 ※要・準要保護生徒世帯は除く。保険料の1/2が保護者負担。
保健体育費負担金	21	26,782,321	20,861,536	5,920,785	28.38%	・給食センター運営費負担金(中学校組合より)21,133,321円 ※提供給食総数に対する橋立中児童生徒の割合 (R6:0.1869 225人/1,204人) (R5:0.1852 226人/1,220人) ・給食センター施設整備負担金 5,649,000円 (R6:0.1550 226人/1,458人) ※R6給食センター施設整備負担金については、前年度の繰越になるので、前年5月1日の児童生徒数で積算する。 R5.4.1児童生徒 給食センター利用児童数1,458人、橋中児童数226人
(款)13 使用料及び手数料						
(項)1 使用料						
(目)8 教育使用料	23	4,872,875	5,177,300	▲304,425	▲5.88%	
教育総務使用料	23	824,300	1,132,000	▲307,700	▲27.18%	・教職員住宅使用料 入居者:2戸(管理戸数:9戸)R7.3末 R6:4戸
(款)14 国庫支出金						
(項)2 国庫補助金						
(目)9 教育費国庫補助金	29	5,671,000	10,721,000	▲5,050,000	▲47.10%	
教育総務費補助金	29	352,000	3,029,000	▲2,677,000	▲88.38%	
公立学校情報機器整備費補助金	29	352,000	528,000	▲176,000	▲33.33%	・GIGAスクール運営支援センター分 352,000円
学校保健特別対策事業費補助金	—	0	2,501,000	▲2,501,000	皆減	・1/2補助 ・R6事業該当なし(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)
小学校費補助金	29	824,000	1,541,500	▲717,500	▲46.55%	
要保護児童援助費補助金	—	0	12,000	▲12,000	▲100.00%	・1/2補助 ・補助対象 修学旅行費分 R6 0人 R5 1人 R4 1人
理科教育設備整備費補助金	29	592,000	1,220,000	▲628,000	▲51.48%	・1/2補助 ・対象校 加悦・岩滝・石川・三河内・市場

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳入]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
特別支援教育就学奨励費補助金	29	232,000	309,500	▲ 77,500	▲25.04%	・1/2補助 ・特別支援学級に通級する児童生徒の保護者に対する補助 (学用品費 修学旅行費など) R6 20人 R5 24人 R4 21人
中学校費補助金	29	1,007,000	1,061,500	▲ 54,500	▲5.13%	
要保護生徒援助費補助金	29	33,000	23,000	10,000	43.48%	・1/2補助 ・補助対象 修学旅行費分 R6 1人 R5 1人 R4 2人
理科教育設備整備費補助金	29	810,000	888,000	▲ 78,000	▲8.78%	・1/2補助 ・対象校 加悦・江陽中学校
数学教育設備整備費補助金	—	0	26,000	▲ 26,000	▲100.00%	
特別支援教育就学奨励費補助金	29	164,000	124,500	39,500	31.73%	・1/2補助 ・特別支援学級に通級する児童生徒の保護者に対する補助 (学用品費 修学旅行費など) R6 7人 R5 6人 R4 5人
<b>(款)15 府支出金</b>						
<b>(項)2 府補助金</b>						
(目)1 総務費府補助金	31	102,576,000	96,137,000	6,439,000	6.70%	
総務管理費補助金	31	102,576,000	96,137,000	6,439,000	6.70%	
きょうと地域連携交付金 (地域づくり連携)	31	6,123,000	4,542,000	1,581,000	34.81%	教育支援センター支援員分3,613,000円、ローカルブレイクアウト構築委託料・通信料 2,510,000円
(目)9 教育費府補助金	35	8,048,000	7,890,000	158,000	2.00%	
教育総務費補助金	35	5,177,000	2,474,000	2,703,000	109.26%	
地域ぐるみ学校安全体制整備 推進事業補助金	35	287,000	320,000	▲ 33,000	▲10.31%	・2/3補助(補助上限) ・スクールガードリーダー学校訪問事業(2人) ※R6 103日 R5 112日、R4 116日
子どもの教育のための総合交付金	35	4,890,000	2,154,000	2,736,000	127.02%	特別支援員報酬等に対する総合交付金 ①文化芸術による児童生徒育成事業(平田オリザ)9回 1,200,000円 ②教育相談事業(医師)9回 252,900円 ③英語検定チャレンジ事業 39人 167,000円 ④採点支援システム導入事業 99,000円×2中学校=198,000円
中学校費補助金	35	431,000	409,000	22,000	5.38%	
部活動指導員配置促進事業費補助 金	35	431,000	409,000	22,000	5.38%	・加悦中学校部活動指導員 2名(陸上部・文化部) ・江陽中学校部活動指導員 1名(美術部)
保健体育費補助金	—	0	2,036,000	▲ 2,036,000	皆減	
子どもの給食臨時支援事業費補助 金	—	0	2,036,000	▲ 2,036,000	皆減	

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳入]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)16 財産収入						
(項)1 財産運用収入						
(目)2 利子及び配当金	37					
利子等	37					
奨学基金利子等	37	3,413	2,616	797	30.47%	・R7年3月末現在基金 6,476,737円
(款)20 諸収入						
(項)3 貸付金元利収入						
(目)6 教育費貸付金元利収入	45	3,839,600	2,614,400	1,225,200	46.86%	
奨学資金貸付金元利収入	45	3,839,600	2,614,000	1,225,600	46.89%	
奨学資金貸付金償還金	45	3,787,400	2,534,400	1,253,000	49.44%	・R6償還者19人うち未納者3人 収納率98.83%
" (滞納繰越分)	45	52,200	80,000	▲27,800	▲34.75%	・R6償還者7人うち完済者1人 収納率8.73%
(項)4 雑入						
(目)3 雑入	45					
雑入	45					
公衆電話料	45	7,900	55,080	▲47,180	▲85.66%	江陽中学校 7,900円
情報公開請求実費徴収金	45	1,324	10	1,314	13140.00%	請求回数9回(コピー料)
日本スポーツ振興センター災害給付金医療費調整金	47	377,619	712,208	▲334,589	▲46.98%	
給食費実費徴収金(給食センター)	47	63,334,660	64,764,606	▲1,429,946	▲2.21%	実施人数7,000食の減 物価高騰による教員等の徴収額の増
給食費実費徴収金(給食センター:滞納繰越分)	47	69,661	20,700	48,961	236.53%	・滞納者14人うち完済者7人 収納率14.51%
給食費実費徴収金(自校給食分)	47	12,204,775	12,435,529	▲230,754	▲1.86%	・給食実施食数の減 R6 47,094食/ R5 47,734食
(款)21 町債						
(項)1 町債						
(目)9 教育債	49	118,300,000	152,800,000	▲34,500,000	▲22.58%	
小学校債	49	5,700,000	44,800,000	▲39,100,000	▲87.28%	
小学校施設整備事業債	49	5,700,000	44,800,000	▲39,100,000	▲87.28%	<b>【過疎対策事業債】</b> ・三河内小学校屋内運動場屋根等改修工事設計業務 ・石川小学校職員室・保健室空調更新工事 ・三河内小学校職員室空調更新工事 ・市場小学校ト職員室空調更新工事 ・市場小学校ト給排水系統改修工事

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳入]

単位:円

科目名				ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
			保健体育債	49	108,400,000	108,000,000	400,000	0.37%	
			給食センター整備事業債	49	108,400,000	59,100,000	49,300,000	83.42%	【過疎対策事業債】 ・旧岩屋小学校解体撤去工事設計業務 ・旧岩屋小学校解体撤去工事 ・町立学校給食センター設計業務

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳出]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)10教育費						
(項)1 教育総務費	181	147,459,446	128,673,375	18,786,071	14.60%	
(目)1 教育委員会費	181	2,889,694	2,908,056	▲18,362	▲0.63%	
教育委員報酬	181	1,920,000	1,920,000	0	0.00%	・教育委員 40,000円/人×4人×12月
教育委員会費一般経費	181	969,694	988,056	▲18,362	▲1.86%	・入学祝品(写真・ヘルメット) ・卒業祝品(証書ファイル・印鑑)
(目)2 事務局費	181	98,009,526	89,146,372	8,863,154	9.94%	
特別職人件費	181	13,266,000	13,284,683	▲18,683	▲0.14%	
職員人件費	183	63,083,500	61,654,565	1,428,935	2.32%	・時間外勤務手当の増額
指導主事等設置事業	183	15,769,900	9,487,033	6,282,867	66.23%	・会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給及び勤務時間数増による増額
教職員住宅管理事業	183	40,573	37,986	2,587	6.81%	・岩滝教職員住宅共用部分電気代、火災保険料
事務局費一般経費	183	5,849,553	4,682,105	1,167,448	24.93%	・会計年度任用職員報酬単価の増額改定及び勤勉手当の支給による増額
(目)3 教育振興費	185	34,179,876	24,283,689	9,896,187	40.75%	
奨学資金貸付事業	185	1,269,000	1,272,000	▲3,000	▲0.24%	・町奨学資金の貸付 R6:3人 R5:3人 R4:5人 大学他35,000円/月
不登校等対策事業	185	9,989,673	7,763,663	2,226,010	28.67%	・不登校児童生徒への相談・支援等を行い社会的自立を支援 ・指導員 4人(月～金 常時2人以上体制) R6通所延べ人数:延136人←R5:328人(通所実利用者数:9人←R5:6人)
学校教育振興事業	185	22,921,203	15,248,026	7,673,177	50.32%	・町全体の教育振興事業にかかる経費を執行 ・スクールガードリーダー2人謝金 謝金494,760円+保険529円 ※延103日(地域ぐるみ学校安全体制整備事業) ・特色ある学校づくり補助金 789,000円 小学校6校、中学校2校 ・会計年度任用職員 ICT支援員報償費等 ・小中学校用ファイアオール保守ライセンス購入 173,800円 ・学校用WSUSサーバ機器等リース料 1,716,000円 ・公務用ADサーバ・ファイルサーバ・ウイルス対策サーバ機器等賃貸 1,919,280円 ・学校用PROXYサーバ機器等リース料 877,800円 ・さくら連絡網使用料 382,800円 ・端末制御用ライセンス購入 388,850円 ・ローカルブレイクアウト構築委託料 7,029,220円【新規】
(目)4 外国青年招致費	187	12,380,350	12,335,258	45,092	0.37%	
ALT事業	187	12,380,350	12,335,258	45,092	0.37%	・外国人講師の招致事業にかかる運営経費 ・講師 3人(中学2人+小学1人)

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳出]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(項)2 小学校費	187	241,119,644	274,265,949	▲ 33,146,305	▲12.09%	
(目)1 学校管理費	187	211,665,848	237,820,868	▲ 26,155,020	▲11.00%	
職員人件費	187	3,500,803	3,453,020	47,783	1.38%	
小学校管理運営事業	187	171,466,214	150,936,512	20,529,702	13.60%	・町内小学校 6校にかかる管理運営経費 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬、医師等謝礼、特別支援講師等報酬、機械警備委託料、スクールバス管理運行経費 他
小学校施設整備事業	191	6,468,000	51,768,200	▲ 45,300,200	▲87.51%	・三河内小学校屋内運動場屋根等改修工事設計 2,327,600円 ・石川小学校職員室・保健室空調設備更新工事 1,106,600円 ・三河内小学校職員室空調設備更新工事 566,500円 ・市場小学校職員室空調設備更新工事 973,500円 ・市場小学校給配水系統改修工事 1,493,800円
自校給食管理運営事業	191	30,230,831	27,513,853	2,716,978	9.87%	・岩滝小学校の学校給食を実施 給食実施食数 R6/47,094食 R5/47,734食 R4/50,302食 1食の給食代(賄材料) R6/290円 R5/276円 R4/269円
新型コロナウイルス感染症対策事業	—	0	4,149,283	▲ 4,149,283	皆減	R6該当事業なし
(目)2 教育振興費	191	29,453,796	36,445,081	▲ 6,991,285	▲19.18%	
小学校情報教育推進事業	191	1,759,215	1,468,631	290,584	19.79%	・消耗品(パソコン教室PC用ウイルスバスターライセンス購入、リサイクルトナー)
小学校教育設備整備事業	191	1,568,213	2,833,237	▲ 1,265,024	▲44.65%	・理科、算数教育に係る教材備品・消耗品
小学校就学援助事業	191	10,201,857	11,029,446	▲ 827,589	▲7.50%	【要・準要保護児童・生徒援助費】9,727,050円(前年度10,399,177円) ・要保護・準要保護児童の保護者に対して就学に必要な経費を支給(学用品費・通学用品費・新入学生用品費・給食費・校外活動費・クラブ活動費・修学旅行費・PTA会費・卒業アルバム代) ・支給児童数 R6/152人(内支給要保護0人) R5/150人(内支給要保護1人) R4/152人(内支給要保護1人) 【特別支援教育就学奨励費】474,807円(前年度630,269円) ・特別支援学級に通級する児童の保護者に就学経費の一部を助成(学用品費・通学用品費・新入学生用品費・給食費・校外活動費・修学旅行費) ※R4から学用品費・通学用品費・新入学生用品費については、実費支給から定額支給に変更 R6/20人 R5/24人 R4/21人
小学校教育振興事業	191	15,924,511	21,113,767	▲ 5,189,256	▲24.58%	・学力診断・学校満足度調査等事業 1,485,000円 ・小学校教師用指導書購入 1,558,920円 ・ドリルパーク教材 1,551,825円 ・ロイロノート 845,324円

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳出]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(項)3 中学校費	193	170,020,296	161,940,857	8,079,439	4.99%	
(目)1 学校管理費	193	149,381,488	143,536,560	5,844,928	4.07%	
職員人件費	193	6,684,106	6,562,408	121,698	1.85%	・作業員 1名 (加悦中)
中学校管理運営事業	193	56,417,382	51,390,028	5,027,354	9.78%	・町内中学校 2校にかかる管理運営経費 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬、特別支援講師等賃金、 ・機械警備委託料 他
中学校組合負担金	195	86,280,000	84,728,000	1,552,000	1.83%	・与謝野町宮津市中学校組合負担金(与謝野町負担分のみ計上) 交付税算入分 39,134,000円 市町負担金分 47,146,000円
新型コロナウイルス 感染症対策事業	—	0	856,124	▲ 856,124	皆減	R6該当事業なし
(目)2 教育振興費	195	20,638,808	18,404,297	2,234,511	12.14%	
中学校情報教育推進事業	195	644,650	571,896	72,754	12.72%	・プリンタートナー、インク等の消耗品費
中学校教育設備整備事業	195	1,686,175	2,115,697	▲ 429,522	▲20.30%	・理科、数学教育に係る教材備品・消耗品
中学校就学援助事業	195	8,988,714	7,806,427	1,182,287	15.15%	【要・準要保護児童・生徒援助費】8,643,512円(前年度7,556,898円) ・要保護・準要保護生徒の保護者に対して就学に必要な経費を支給 (学用品費・通学用品費・新入学学用品費・給食費・校外活動費 ・修学旅行費・PTA会費・クラブ活動費・体育実技用具費 ・卒業アルバム代) ・支給生徒数 R6/73人(内支給要保護1人) R5/66人(内支給要保護1人) R4/62人(内支給要保護2人) 【特別支援教育就学奨励費】345,202円(前年度249,529円) ・特別支援学級に通級する生徒の保護者に就学経費の一部を助成 (学用品費・通学用品費・新入学学用品費・給食費・校外活動費 ・修学旅行費、体育実技用具費) ※R4から学用品費・通学用品費・新入学学用品費については、実費支給 から定額支給に変更 ・R6/7人 R5/6人 R4/5人
中学校教育振興事業	197	9,319,269	7,910,277	1,408,992	17.81%	・学力診断・学校満足度調査等事業 752,580円 ・ドリルパーク 589,875円 ・ロイロノート 323,866円

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 学校教育課所管分

[歳出]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(項)6 保健体育費	209	330,536,123	337,334,645	▲ 6,798,522	▲2.02%	
(目)3 学校給食費	211	296,570,258	245,097,495	51,472,763	21.00%	
職員人件費	211	40,520,789	51,772,154	▲ 11,251,365	▲21.73%	
給食センター管理運営事業	213	144,764,659	134,200,341	10,564,318	7.87%	・町内5小学校、3中学校の学校給食を実施 給食実施対象者 R6/1,370人R5/1,400人 R4/1,430人 給食実施食数 R6/249,031食 R5/256,079食 R4/259,095食 1食の給食代(賄材料) R6/286円 R5/279円 R4/265円
給食センター施設整備事業	213	111,284,810	59,125,000	52,159,810	88.22%	・給食センター整備基本・実施設計業務委託(精算額)31,653千円 ・旧岩屋小学校解体撤去工事(精算額)78,928千円 ・給食センター確認申請審査等及び構造計算適合性判定手数料704千円

---

---

令和6年度  
一般会計 決算資料  
(社会教育課所管分)

---

---

与謝野町教育委員会

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 社会教育課所管分

[歳入]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)13使用料及び手数料		13,382,575	12,468,800	913,775	7.33%	
(項)01使用料		13,382,575	12,468,800	913,775	7.33%	
(目)02民生使用料	20-21	9,334,000	8,423,500	910,500	10.81%	
児童福祉使用料	20-21	9,334,000	8,423,500	910,500	10.81%	学童保育使用料（現年分9,253,500円、滞納繰越分80,500円）
(目)08教育使用料	22-23	4,048,575	4,045,300	3,275	0.08%	
小学校使用料	22-23	333,000	405,500	▲ 72,500	▲17.88%	小学校グラウンド、体育館使用料
中学校使用料	22-23	45,000	67,000	▲ 22,000	▲32.84%	中学校グラウンド、体育館使用料
社会教育使用料	24-25	1,275,575	1,505,500	▲ 229,925	▲15.27%	知遊館、中央公民館、加悦地域公民館、江山文庫等使用料・入館料
保健体育使用料	24-25	2,395,000	2,067,300	327,700	15.85%	グラウンド、体育館、テニスコート等使用料
(款)14 国庫支出金		24,975,000	16,347,000	8,628,000	52.78%	
(項)02 国庫補助金		24,975,000	16,347,000	8,628,000	52.78%	
(目)02民生費国庫補助金	28-29	21,487,000	11,258,000	10,229,000	90.86%	
児童福祉費補助金	28-29	21,487,000	11,258,000	10,229,000	90.86%	子ども・子育て支援交付金
(目)09 教育費国庫補助金	28-29	3,488,000	5,089,000	▲ 1,601,000	▲31.46%	
社会教育費補助金	28-29	3,488,000	5,089,000	▲ 1,601,000	▲31.46%	
国宝重要文化財等保存整備費補助金	28-29	3,488,000	5,089,000	▲ 1,601,000	▲31.46%	伝統的建造物群保存地区保存事業、遺跡調査事業

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款) 15 府支出金		28,176,000	13,928,000	14,248,000	102.30%	
(項) 02 府補助金		28,176,000	13,928,000	14,248,000	102.30%	
(目) 02 民生費府補助金	32-33	19,736,000	10,957,000	8,779,000	80.12%	
児童福祉費補助金	32-33	19,736,000	10,957,000	8,779,000	80.12%	子ども・子育て支援交付金
(目) 08 消防費府補助金	34-35	6,000,000	0	6,000,000	皆増	
消防費補助金	34-35	6,000,000	0	6,000,000	皆増	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業費補助金（大江山運動公園グラウンド進入路改良実施設計業務委託）
(目) 09 教育費府補助金	34-35	2,440,000	2,971,000	▲ 531,000	▲ 17.87%	
社会教育費補助金	34-35	2,440,000	2,971,000	▲ 531,000	▲ 17.87%	
重要伝統的建造物群保存地区 保存事業費補助金	34-35	670,000	1,101,000	▲ 431,000	▲ 39.15%	伝統的建造物群保存地区保存事業
文化財緊急保存費補助金	34-35	500,000	500,000	0	0.00%	埋蔵文化財発掘調査事業
子どものための地域連携事業 補助金	34-35	1,270,000	1,370,000	▲ 100,000	▲ 7.30%	放課後学習・土曜支援・家庭教育の3事業が対象
(款) 16 財産収入		0	72,000	▲ 72,000	▲ 100.00%	
(項) 01 財産運用収入		0	72,000	▲ 72,000	▲ 100.00%	
(目) 01 財産貸付収入		0	72,000	▲ 72,000	▲ 100.00%	
使用料及び賃借料		0	72,000	▲ 72,000	▲ 100.00%	※R6以降、保健体育使用料へ 【R5】自動販売機等敷地使用料（社会教育施設分）
(款) 17 寄附金		314,000	39,000	275,000	705.13%	
(項) 01 寄附金		314,000	39,000	275,000	705.13%	
(目) 09 教育費寄附金	38-39	314,000	39,000	275,000	705.13%	
社会教育費寄付金	38-39	314,000	39,000	275,000	705.13%	地区公民館修繕に係る地元寄附金（3地区）

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)20 諸収入		3,066,561	18,265,385	▲ 15,198,824	▲83.21%	
(項)04 雑入		3,066,561	18,265,385	▲ 15,198,824	▲83.21%	
(目)03 雑入	44-45	3,066,561	18,265,385	▲ 15,198,824	▲83.21%	
雑入	44-45	3,066,561	18,265,385	▲ 15,198,824	▲83.21%	
コピー料（社会教育係分）	44-45	126,990	72,090	54,900	76.15%	
コピー料（文化財保護係分）	44-45	590	4,290	▲ 3,700	▲86.25%	
公共施設冷暖房等使用料	44-45	518,700	480,600	38,100	7.93%	
公衆電話料	44-45	260	2,500	▲ 2,240	▲89.60%	
公衆電話設置委託手数料	44-45	2,580	2,620	▲ 40	▲1.53%	
学童保育おやつ代等	46-47	1,588,020	999,580	588,440	58.87%	1回60円 + 行事等の参加費
学童保育おやつ代等（滞納繰越分）	46-47	13,780	3,480	10,300	295.98%	
社会教育事業参加者負担金	46-47	87,150	75,000	12,150	16.20%	知遊館講座受講料
文化財図書等売上収入	46-47	94,620	70,610	24,010	34.00%	
スポーツ振興センター助成金	46-47	0	16,000,000	▲ 16,000,000	▲100.00%	【R5】城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事
その他	46-47	633,871	554,615	79,256	14.29%	自販機設置電灯料、商工会電気料負担分等

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)21 町債		4,200,000	48,900,000	▲ 44,700,000	▲91.41%	
(項)01 町債		4,200,000	48,900,000	▲ 44,700,000	▲91.41%	
(目)09 教育債	48-49	4,200,000	48,900,000	▲ 44,700,000	▲91.41%	
社会教育債	48-49	4,200,000	48,900,000	▲ 44,700,000	▲91.41%	
社会体育施設整備事業債	48-49	4,200,000	48,900,000	▲ 44,700,000	▲91.41%	知遊館事務室等空調整備工事費 【R5】城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事・監理業務委託

令和6年度 一般会計決算概要説明資料 社会教育課所管分

[歳出]

単位:円

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)03民生費		74,523,174	49,031,221	25,491,953	51.99%	
(項)02 児童福祉費		74,523,174	49,031,221	25,491,953	51.99%	
(目)01児童福祉総務費	108-109	74,523,174	49,031,221	25,491,953	51.99%	
放課後児童健全育成事業	108-109	74,222,174	48,385,221	25,836,953	53.40%	
報酬	108-109	433,844	0	433,844	皆増	石川臨時見守り室会計年度任用職員報酬
報償費	108-109	24,000	18,000	6,000	33.33%	プロポーザル委員謝金
需用費	108-109	4,067,937	1,503,014	2,564,923	170.65%	光熱水費、修繕料、賄材料費（おやつ代）等
役務費	108-109	130,539	88,907	41,632	46.83%	火災保険料等
委託料	108-109	68,013,384	46,331,514	21,681,870	46.80%	学童保育事業委託料（HN社：65,865,000円、こどもの森：1,735,500円）、自家用電気工作物保安業務委託料等
使賃	108-109	840,000	0	840,000	皆増	賃借料（三河内学童240,000円、市場第二学童600,000円）
備品購入費	108-109	712,470	443,786	268,684	60.54%	三河内学童空調機器更新一式、岩滝学童空気清浄機及び冷凍庫【線明】市場第二学童ランドセル収納ボックス
児童福祉総務費一般経費	114-115	301,000	646,000	▲ 345,000	▲53.41%	
償還金、利子及び割引料	114-115	301,000	646,000	▲ 345,000	▲53.41%	子ども子育て支援交付金返還金（学童 国庫・府費分）

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
(款)10教育費		282,323,149	314,299,533	▲ 31,976,384	▲10.17%	
(項)05社会教育費		248,357,284	222,062,383	26,294,901	11.84%	
(目)01社会教育総務費	196-197	103,437,170	100,530,375	2,906,795	2.89%	
職員人件費	196-197	73,458,710	70,190,089	3,268,621	4.66%	
給料	196-197	36,259,800	34,893,600	1,366,200	3.92%	
職員手当等	196-197	26,254,926	24,628,137	1,626,789	6.61%	
共済費	196-197	10,943,984	10,668,352	275,632	2.58%	
社会教育管理事業	196-197	5,857,299	5,052,746	804,553	15.92%	
報酬	196-197	3,968,477	3,671,552	296,925	8.09%	社会教育指導員（会計年度任用職員）2名
職員手当等	196-197	1,298,451	780,046	518,405	66.46%	会計年度任用職員 期末手当
共済費	198-199	470,023	498,490	▲ 28,467	▲5.71%	会計年度任用職員 共済費
需用費	198-199	119,148	96,398	22,750	23.60%	公用車ガソリン代等
使用料及び賃借料	198-199	1,200	6,260	▲ 5,060	▲80.83%	通行料
社会教育推進事業	198-199	5,912,066	7,306,087	▲ 1,394,021	▲19.08%	
報酬	198-199	114,000	1,315,978	▲ 1,201,978	▲91.34%	社会教育委員 【R5】人権教育指導員（会計年度任用職員）2名
報償費	198-199	1,007,957	882,398	125,559	14.23%	生涯学習講座等講師謝金・人権標語等表彰賞品、二十歳の成人式記念品、小中高生俳句教室講師謝金等
需用費	198-199	108,351	99,047	9,304	9.39%	講座・事業消耗品等
役務費	198-199	15,980	42,780	▲ 26,800	▲62.65%	二十歳の成人式出欠確認用ハガキ
委託料	198-199	1,067,508	995,200	72,308	7.27%	知遊館コンサート委託料、二十歳の成人式記念撮影委託料、みらい大学リベラルアーツコース等
使用料及び賃借料	-	0	5,260	▲ 5,260	▲100.00%	【R5】社会教育委員研修通行料

科目名		ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
	負担金、補助及び交付金	198-199	3,598,270	3,965,424	▲ 367,154	▲9.26%	文化協会・婦人会・青少年育成会・俳句大会実行委員会等補助金、丹後文化芸術祭等負担金
	公民館活動推進事業	198-199	10,244,447	10,582,337	▲ 337,890	▲3.19%	
	報償費	198-199	4,656,999	4,696,800	▲ 39,801	▲0.85%	地区公民館長・主事謝金、町公民館連絡協議会理事謝金等
	旅費	198-199	6,600	8,800	▲ 2,200	▲25.00%	研修会参加旅費
	需用費	198-199	108	9,429	▲ 9,321	▲98.85%	食糧費
	委託料	198-199	5,535,000	5,830,908	▲ 295,908	▲5.07%	地区公民館活動委託料等
	使用料及び賃借料	198-199	9,540	0	9,540	皆増	通行料
	負担金、補助及び交付金	198-199	36,200	36,400	▲ 200	▲0.55%	与謝・京都府公民館連絡協議会負担金
	高校魅力化推進事業	198-199	4,550,900	4,375,862	175,038	4.00%	
	報償	198-199	9,000	0	9,000	皆増	
	需用費	-	0	964	▲ 964	▲100.00%	【R5】消耗品
	委託料	200-201	4,395,600	4,319,898	75,702	1.75%	コーディネーター業務委託
	使用料及び賃借料	200-201	146,300	55,000	91,300	166.00%	マイクロバス借上料
	地域学校連携事業	200-201	3,413,748	3,023,254	390,494	12.92%	
	報酬	200-201	348,000	48,000	300,000	625.00%	学校運営協議会委員報酬
	報償費	200-201	2,870,243	2,759,528	110,715	4.01%	講師謝金、アドバイザー謝金、コーディネーター謝金
	需用費	200-201	195,505	215,726	▲ 20,221	▲9.37%	講座消耗品等
	(目)02 社会教育施設管理費	200-201	78,760,674	64,867,563	13,893,111	21.42%	
	公民館管理運営事業	200-201	32,009,287	27,542,308	4,466,979	16.22%	
	報酬	200-201	14,697,478	13,294,020	1,403,458	10.56%	会計年度任用職員（中央・加悦地域公民館）館長 2名、公民館主事 4名、夜間管理人等 1名

科目名		ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
	職員手当等	200-201	4,731,358	2,198,237	2,533,121	115.23%	会計年度任用職員 期末手当
	共済費	200-201	2,871,077	2,338,186	532,891	22.79%	会計年度任用職員 共済費
	需用費	200-201	4,842,943	4,736,197	106,746	2.25%	光熱水費、修繕料等
	役務費	200-201	464,164	383,776	80,388	20.95%	電話料、火災保険料等
	委託料	200-201	4,360,555	3,919,990	440,565	11.24%	休日・夜間受付業務、清掃業務、建築設備定期報告等委託料
	使用料及び賃借料	200-201	41,712	50,402	▲ 8,690	▲17.24%	印刷機リース料等
	工事請負費	-	0	621,500	▲ 621,500	▲100.00%	【R5】加悦地域公民館閲覧室エアコン更新
地区公民館管理運営事業		200-201	9,133,190	6,616,208	2,516,982	38.04%	
	需用費	200-201	6,746,085	5,528,617	1,217,468	22.02%	地区公民館 光熱水費、修繕料（コインタイマー取替修繕（石川）、エアコン修繕（後野））
	役務費	200-201	460,005	459,191	814	0.18%	地区公民館 火災保険料等
	委託料	202-203	848,400	344,300	504,100	146.41%	消防設備法定点検、浄化槽維持管理委託料等 公民館分館管理委託料（地区公民館活動推進事業から移動）
	使用料及び賃借料	202-203	226,200	284,100	▲ 57,900	▲20.38%	放送受信料
	工事請負費	202-203	852,500	0	852,500	皆増	和室空調設備更新工事（男山）
知遊館管理運営事業		202-203	37,618,197	30,257,553	7,360,644	24.33%	
	報酬	202-203	12,004,181	10,772,146	1,232,035	11.44%	会計年度任用職員 館長 1名、管理人 1名、公民館主事 2名、清掃作業員 1名
	職員手当等	202-203	4,302,022	1,860,445	2,441,577	131.24%	会計年度任用職員 期末手当
	共済費	202-203	2,661,911	2,031,636	630,275	31.02%	会計年度任用職員 共済費
	報償費	202-203	21,000	30,600	▲ 9,600	▲31.37%	知遊館運営委員会
	需用費	202-203	7,699,012	9,323,943	▲ 1,624,931	▲17.43%	光熱水費、燃料費、修繕料
	役務費	202-203	375,269	381,066	▲ 5,797	▲1.52%	電話料、火災保険料等

科目名		ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
	委託料	202-203	6,306,116	5,811,436	494,680	8.51%	設備総合管理業務、休日・夜間受付業務、清掃業務、建築設備定期報告等委託料等
	使用料及び賃借料	202-203	43,386	46,281	▲2,895	▲6.26%	印刷機リース料等
	工事請負費	202-203	4,205,300	0	4,205,300	皆増	事務室等空調整備工事
	社会教育施設管理運営事業	-	0	451,494	▲451,494	▲100.00%	※R6から屋外体育施設管理運営事業、公民館管理運営事業へ統合
	需用費	-	0	85,787	▲85,787	▲100.00%	【R5】若者センター光熱水費等
	役務費	-	0	28,333	▲28,333	▲100.00%	【R5】火災保険料
	委託料	-	0	337,374	▲337,374	▲100.00%	【R5】浄化槽維持管理委託料、清掃作業委託料、樹木管理委託料
	(目)04文化財保護費	202-203	13,788,883	14,462,431	▲673,548	▲4.66%	
	文化財保護事業	202-203	13,788,883	14,462,431	▲673,548	▲4.66%	※R6から遺跡環境維持管理事業を統合
	報酬	202-203	5,040,313	4,798,202	242,111	5.05%	会計年度任用職員（文化財調査員1名、遺跡発掘作業員） 文化財保護委員会委員
	職員手当等	204-205	1,130,357	568,846	561,511	98.71%	会計年度任用職員 期末手当
	共済費	204-205	685,290	583,544	101,746	17.44%	会計年度任用職員 共済費
	報償費	204-205	122,750	95,501	27,249	28.53%	文化財調査報告謝礼 文化財保存活用地域計画推進協議会委員
	旅費	204-205	263,870	348,162	▲84,292	▲24.21%	普通旅費、費用弁償
	需用費	204-205	689,813	446,840	242,973	54.38%	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費
	役務費	204-205	39,885	80,786	▲40,901	▲50.63%	郵便料、運搬料等
	委託料	204-205	1,504,405	567,600	936,805	165.05%	樹木管理委託料、古墳の見学環境維持管理、伝統的建造物群保存地区防災事業委託等、旧尾藤家住宅重要文化財指定記念事業
	使用料及び賃借料	204-205	157,200	152,950	4,250	2.78%	作業用機械借上料等
	負担金、補助及び交付金	204-205	4,155,000	6,820,000	▲2,665,000	▲39.08%	伝統的建造物群保存修理補助金、与謝野町指定文化財補助金等
	(目)06 図書館費	204-205	33,399,506	23,935,739	9,463,767	39.54%	

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
図書館管理運営費	204-205	33,399,506	23,935,739	9,463,767	39.54%	
報酬	204-205	15,738,041	13,979,055	1,758,986	12.58%	会計年度任用職員 週5日勤務職員4名（本館2名、分室2名）、土日等職員
職員手当等	204-205	3,597,558	1,701,466	1,896,092	111.44%	会計年度任用職員 期末手当
共済費	204-205	2,100,861	1,659,119	441,742	26.63%	会計年度任用職員 共済費
報償費	206-207	54,500	46,500	8,000	17.20%	図書館協議会委員謝金
旅費	206-207	71,580	18,990	52,590	276.94%	京都府図書館連絡協議会等旅費
需用費	206-207	704,102	678,422	25,680	3.79%	雑誌購入費等
役務費	206-207	133,089	135,787	▲ 2,698	▲1.99%	電話料等
委託料	206-207	5,937,963	876,329	5,061,634	577.60%	システム改修委託料、図書情報システム保守委託料、図書データ作成等委託料等
使用料及び賃借料	206-207	1,908,920	1,836,364	72,556	3.95%	パソコンリース料、図書情報システム使用料等
備品購入費	206-207	2,998,180	2,998,707	▲ 527	▲0.02%	図書購入費
負担金、補助及び交付金	206-207	154,712	5,000	149,712	2994.24%	京都府図書館等連絡協議会負担金等
(目)07教育文化施設管理費	206-207	18,971,051	18,266,275	704,776	3.86%	
三河内郷土資料室管理運営事業	206-207	488,735	552,473	▲ 63,738	▲11.54%	
報酬	-	0	18,000	▲ 18,000	▲100.00%	【R5】資料室運営委員会委員
需用費	206-207	24,337	47,932	▲ 23,595	▲49.23%	消耗品等
役務費	-	0	29,865	▲ 29,865	▲100.00%	【R5】電話料（R6年1月末で廃止）
委託料	206-207	464,398	456,676	7,722	1.69%	教育文化施設受付等業務委託料（開室業務）※シルバー人材センター
古墳公園管理運営事業	206-207	8,730,863	9,114,213	▲ 383,350	▲4.21%	
需用費	206-207	114,950	193,600	▲ 78,650	▲40.63%	修繕料

科目名		ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
	役務費	206-207	70,913	70,913	0	0.00%	火災保険料
	委託料	206-207	8,545,000	8,849,700	▲ 304,700	▲3.44%	指定管理料（古代から未来へつなぐ会合同会社）
樺文化資料館管理運営事業		206-207	2,752,234	2,749,234	3,000	0.11%	
	役務費	206-207	47,475	47,475	0	0.00%	火災保険料
	委託料	206-207	2,649,000	2,649,000	0	0.00%	指定管理料（明人夢村）
	使用料及び賃借料	206-207	55,759	52,759	3,000	5.69%	土地等賃借料
江山文庫管理運営事業		206-207	6,257,636	5,144,246	1,113,390	21.64%	
	報酬	206-207	2,245,548	1,984,248	261,300	13.17%	会計年度任用職員 江山文庫業務 1名
	職員手当等	206-207	818,928	387,829	431,099	111.16%	会計年度任用職員 期末手当
	共済費	206-207	487,342	373,715	113,627	30.40%	会計年度任用職員 共済費
	報償費	208-209	6,000	6,000	0	0.00%	賞品等
	需用費	208-209	1,043,364	958,511	84,853	8.85%	光熱水費、修繕料等
	役務費	208-209	411,565	415,749	▲ 4,184	▲1.01%	火災保険料、盗難保険料等
	委託料	208-209	1,078,039	998,194	79,845	8.00%	休日・時間外受付業務委託料等
	備品購入費	208-209	146,850	0	146,850	皆増	事務用ノートパソコン
	負担金、補助及び交付金	208-209	20,000	20,000	0	0.00%	全国文学館協議会負担金
文化財資料保存施設管理運営事業		208-209	741,583	284,938	456,645	160.26%	
	需用費	208-209	159,871	97,344	62,527	64.23%	消耗品費
	役務費	208-209	51,028	51,028	0	0.00%	火災保険料
	委託料	208-209	530,684	136,566	394,118	288.59%	消防施設定期点検、害虫駆除業務委託料等

科目名	ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
遺跡環境維持管理事業	-	0	421,171	▲ 421,171	▲100.00%	※R6から文化財保護事業へ統合
需用費	-	0	4,910	▲ 4,910	▲100.00%	【R5】光熱水費
委託料	-	0	416,261	▲ 416,261	▲100.00%	【R5】滝岡田古墳、日吉ヶ丘遺跡、地蔵山遺跡、小森山1号墳環境維持管理委託料
(項)06 保健体育費		33,965,865	92,237,150	▲ 58,271,285	▲63.18%	
(目)01 保健体育総務費		7,124,888	7,040,257	84,631	1.20%	
社会体育推進事業	208-209	7,124,888	7,040,257	84,631	1.20%	
報酬	208-209	840,000	660,000	180,000	27.27%	スポーツ推進委員22名
報償費	-	0	340,000	▲ 340,000	▲100.00%	【R5】スポーツ推進委員出務手当※報酬に統合
旅費	-	0	91,200	▲ 91,200	▲100.00%	【R5】スポーツ推進委員旅費等
需用費	208-209	145,234	122,698	22,536	18.37%	公用車ガソリン代等
役務費	208-209	170,000	170,000	0	0.00%	傷害保険料等
使用料及び賃借料	-	0	6,940	▲ 6,940	▲100.00%	スポーツ推進委員研修会通行料等
負担金、補助及び交付金	208-209	5,969,654	5,649,419	320,235	5.67%	スポーツ協会、登山マラソン実行委員会、町駅伝競走大会等補助金 丹後地方スポーツ推進委員連絡協議会等負担金
(目)02 社会体育施設管理費	210-211	26,840,977	85,196,893	▲ 58,355,916	▲68.50%	
屋外体育施設管理運営事業	210-211	15,580,649	74,719,988	▲ 59,139,339	▲79.15%	
需用費	210-211	5,442,194	5,213,116	229,078	4.39%	グラウンド光熱水費、修繕料等
役務費	210-211	41,670	23,898	17,772	74.37%	火災保険料、公用車損害保険料等
委託料	210-211	10,061,365	6,427,674	3,633,691	56.53%	大江山運動公園グラウンド進入路改良実施設計業務委託、植木刈込、草刈、清掃作業等委託料
工事請負費	-	0	62,986,000	▲ 62,986,000	▲100.00%	【R5】城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事
原材料費	210-211	35,420	69,300	▲ 33,880	▲48.89%	グラウンド真砂土補充

科目名		ページ	6年度	5年度	増減	増減率	説明
	屋内体育施設管理運営事業	210-211	11,260,328	10,476,905	783,423	7.48%	
	需用費	210-211	4,246,749	3,794,562	452,187	11.92%	体育館光熱水費、修繕料等
	役務費	210-211	510,332	507,161	3,171	0.63%	火災保険料等
	委託料	210-211	6,491,937	6,160,977	330,960	5.37%	岩滝体育施設管理運営事業等
	使用料及び賃借料	210-211	11,310	14,205	▲2,895	▲20.38%	放送受信料